

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

## (注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項	
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「f)」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「f)」を示したものです。</p>	
ハ	<p>共通事項</p> <p>「事業費の総額①」欄</p> <p>「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄</p>	<p>「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を「注」欄に記載し、<u>具体的な算出方法を示す資料を添付してください。</u></p> <p>実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額を記載します。</p> <p>なお、その他の事業を区分して経理し複数の活動計算書を作成している場合には、すべての活動計算書の事業費を合計した金額を記載します。</p> <p>「事業費の総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る金額を記載します。</p>	<p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。<u>その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。</u></p> <p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p>
ニ	<p>「受入寄附金総額①」欄</p> <p>「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄</p> <p>「受入寄附金の充当割合③」欄</p>	<p>第1表付表1「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。</p> <p>「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。</p> <p>受託事業による収益等、寄附金に優先して充当すべき収入がある場合はその金額を除いて当該欄の金額を算出します。</p> <p>割合が100%を超える場合は、100%と記載します。</p>	<p>一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」に算入できます。</p>

## 記載要領の補足

- イの各活動は、認証を受けるためには、「主たる目的」としてこれを行うことはできないとされています（主たる目的でなければ行うことができます。）。しかしながら、認定を受けるためには、「主たる目的」であるかどうかにかかわらず、これらの活動を一切行うことはできません。
- ロの「特別の利益」を与えているかどうかの判定に当たっては、特定非営利活動法人が役員等に対する債権を放棄するなどの行為を行ったことにより実質的に役員等に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらすもの（病気見舞、災害見舞等のように一般的に福利厚生費として支出されているものは除きます。）がある場合には、これらをその役員等に対して支払っているものとして、「特別の利益」を与えているかどうかを判定する必要があります。
- ㇀の「営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者」に対し寄附を行うこととは、寄附金という名目で支出しているかどうかにより判定するのではなく、いずれの名目でするかを問わず、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与を行った場合には、これに該当します。
- 特定非営利活動とそれ以外の活動とに共通する事業費がある場合には、継続的に、資産の使用割合、従事者の作業時間数、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他その事業費の性質に応じた合理的な指標により特定非営利活動とそれ以外の活動とに配賦し、これに基づいてハ及びニの基準の判定を行うことになります。
- ハにおいて、法規第24条で規定する「特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合」は、その法人の事業活動のうち特定非営利活動の占める割合を法第45条第1項第4号ハで規定する割合（実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合）よりも合理的に算定できるものでなければ認められません。